

日立市復興推進計画（日立市災害医療・高度医療拠点復興推進計画）

茨城県日立市

1 計画の区域

日立市全域

2 計画の目標

本市では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災において過去最大の震度6強を記録し、巨大地震と津波により、被災した家屋は全世帯の約2割にあたる1万5,000棟を超え、中でも全壊した家屋は409棟に上った。このため、被災直後は、最大で69箇所の避難場所に、1万3,000人以上の市民が避難し、地震に伴う救急搬送は161名に上るなど、市民の日常生活に大きな影響を与えた。

こうした震災の経験と教訓を踏まえ、本市は、災害時の救急医療や災害医療機能の強化に向けた取り組みを推進するため、救急医療体制の充実強化や高度な医療の提供に資する医療機関の体制強化に向けた支援を進める。

3 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市の救急医療体制の充実強化や高度な医療の提供のための中核的な役割を担う企業の設備投資を支援し、その体制強化に向けた取り組みを促進する。

4 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

本市に立地する株式会社日立製作所日立総合病院（以下「日立総合病院」という。）が、城南地区において救命救急センターや外来化学療法センター等の災害時の救急医療や災害医療機能及び高度医療機能を備えた病院を整備するために必要な資金を貸し付ける事業

②貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市では、「日立市震災復興計画」において、救急医療体制や医療機器の整備等を支援しているほか、県が策定した「茨城県地域医療再生計画」では、日立総合病院を含めた被災医療施設の復興に向けた耐震や停電対策など災害に強い体制づくり等が推進されており、「茨城県地域防災計画」では、災害拠点病院の整備基準に基づき、ヘリポートなどの施設整備及び救命医療を行うために必要な診療設備整備等を進めている。

また、「茨城県地域医療再生計画」や「茨城県総合がん対策推進計画」では、日立総合病院を含めたがん診療連携拠点病院等において、高度かつ専門的な医療機器の整備・機能の拡充を推進しているところである。これらを受けて、日立市では、高度な医療の提供に向けて、日立総合病院への最新ロボット手術システムの導入に対し補助を行うなど高度な医療の提供を推進している。

こうした災害時における救急医療体制の充実強化や高度な医療の提供を実現するための取組の一環として、日立総合病院は、日立保健医療圏の「災害拠点病院」や「肝疾患診療連携拠点病院」に指定されおり、災害拠点病院として、24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病者等の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を整えとともに、肝疾患診療連携拠点病院として、肝疾患治療の分野における高度な医療の提供を行うために先進医療機器の導入を図るなど診療体制を構築していくことが求められている。

今般、日立総合病院は、救命救急センターや外来化学療法センター等の高度医療機能を備えた病院全体の整備が完了する平成27年度には、年間約28万2千人の外来患者が見込まれるとともに、日立保健医療圏の年間救急搬送患者の受け入れ率(平成22年度の受入れ実績約5割)も、大幅に増加することが見込まれている。また、停電時に備え、自家発電設備を設置するとともに、屋上にヘリポートを設置するなど、災害時における質の高い医療の提供や救命救急センターとの連携による迅速な医療提供がなされるよう配慮されている。

なお、日立総合病院の行う医療業は、本市の医療、福祉の従業者数の60.5%を占める産業であり、同病院の従業者数が約17%を占め、施設の設備投資規模も129億円と市内の医療機関における設備投資で最大規模の事業となっている。

上記のとおり、当該施設は、本市の災害時の救急医療や災害医療機能の強化、高度な医療の提供に必要な体制、事業規模、災害時のバックアップ機能などを有しており、本市における災害時の救急医療や災害医療機能の強化に向けた取組において中核的なものであり、計画の目標にある災害時の救急医療や災害医療機能の強化、高度な医療の提供に資する企業の体制強化に向けた支援を進めるために必要かつ有効な事業であり、当該計画の目標達成に大きく寄与する中核となる事業である。

③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第1号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社常陽銀行

⑤特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金(3億円以上)を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給(法第44条の規定に基づく措置)

5 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本市には公立医療機関がなく、日立総合病院は「災害拠点病院」、「肝疾患診療連携拠点病院」に指定されるなど地域医療拠点としての役割を担っている。このため、当該計画の実施により、救急医療や高度医療の機能が大幅に向上することによって、本市が策定した「新・ひたち健康づくりプラン21」において、本市の課題として掲げる「がんの早期発見・早期治療によるがん死亡率の減少、生活の質の向上」及び「救急医療体制の確保、第三次医療体制を担う救命救急センターの設置の推進」への取組体制が強化され、同プランの大目標である「みんなでのばそう健康寿命」に貢献し、地域全体の医療体制が充実強化されることとなる。

これらの効果により、本市における復興の円滑な推進と市民の健康増進、疾病対策を通じて市民生活の質の向上が期待できるものである。

6 その他

当該計画の策定に際し、法第4条第3項の規定に基づき、茨城県の意見を聴取した。

また、日立市、株式会社常陽銀行、株式会社日立製作所を構成員とする日立市復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。